

功労金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本デフバドミントン協会（以下「本協会」という。）の発展、貢献、その他本協会に対する功績が大きいと認められるものに対して、功労金を支給するために必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 功労金は、別紙に定める基準に該当するものに対して支給する。
2 本協会の役員に対して功労金を支給する場合には、理事会において決議した事項を社員総会に付議したうえで、その承認を得るものとする。

(功労金の金額)

第3条 功労金は、支給対象者の功績等の程度により、別紙に定める金額を上限に理事会において決議する。

(支払方法)

第4条 功労金は支給対象者本人に対して支払い、本人名義の銀行口座への振り込みを原則とする。

(規格外事項及び規程の改廃)

第5条 この規程に定めのない事項及び規程の改廃は、理事会において決議するものとする。

[附 則]

本規程は2023年6月18日より施行する。

別紙

功績等の程度	金額の上限
特別に大きな功労があると認めるもの	金50,000円
大きな功労があると認めるもの	金30,000円